

埋蔵文化財の取り扱いについて

埋蔵文化財は、土地に埋蔵された状態の文化財で、歴史・文化を理解するためのかけがえない価値をもっています。しかし、開発行為などにより破壊されると二度と復元することはできません。このことから、文化財保護法などにより次のような取り扱いと保護が定められています。

■埋蔵文化財（遺跡）の所在地

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当し、市発行の遺跡分布地図に位置と範囲が記載されています。範囲内での開発は、届出や発掘調査などの対象となります。

■川西市への協議

【①市長あて「埋蔵文化財の所在の有無について（照会）」 1 部提出】

開発地が包蔵地にあたるかどうかが、早急に市観光・文化財課へ書面をもって協議をして下さい。開発の位置及び内容をもとに取り扱いの回答をいたします。

■文化財保護法の届出

【②市長あて「埋蔵文化財発掘届出について」 1 部提出】

【③県教育長あて「埋蔵文化財発掘届出について」 2 部提出】

【④市長あて「発掘調査承諾書」 1 部提出】

包蔵地内で開発する場合、開発者は③文化財保護法第 93 条第 1 項の届出が必要となります。また、市へ提出のための②の送付状、発掘調査に至る可能性があるため④の発掘調査承諾書も必要となります。

■試掘・確認調査の実施

開発が埋蔵文化財に与える影響を検討するため、部分的な発掘調査である試掘・確認調査を実施します。調査は、開発事業者からの依頼で市が行います。

■保存協議

試掘・確認調査で埋蔵文化財の存在が確認された場合、土盛り・設計変更などで保存措置がとれないかを協議します。この結果、兵庫県教育委員会の指導に従い、「本発掘調査」・「工事立会」・「慎重工事」などの取り扱いを決定します。

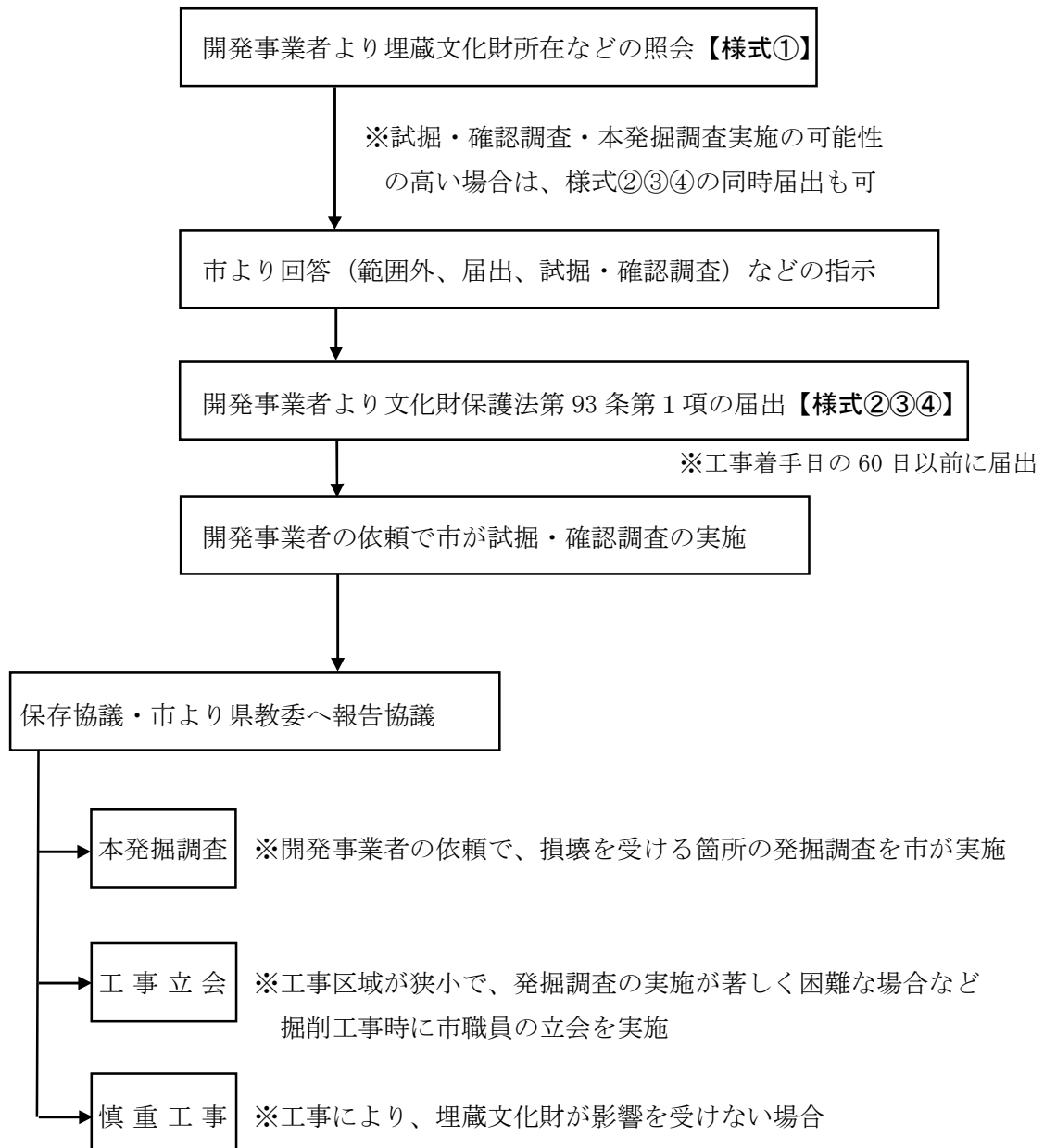
■本発掘調査の実施

上記の協議で、保存措置をとることが困難な状況となり、埋蔵文化財が損壊を受けると判断した場合、損壊を受ける箇所の本発掘調査を行う必要があります。調査は、開発事業者からの依頼で市が行い、埋蔵文化財の記録をとります。

■調査費用

調査費用負担については、開発事業者に協力が求められます。ただし、個人住宅建設については費用負担を求めるのが困難なため、市の予算の範囲内での負担で行います。

埋蔵文化財取り扱いの手順



担当・問い合わせ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所2階

川西市 生涯学習部 観光・文化財課

TEL:072-740-1161 Fax: 072-740-1187